

経済振興委員会報告資料

庁用自動車による事故報告について
(第一報)

令和5年2月
港湾空港局

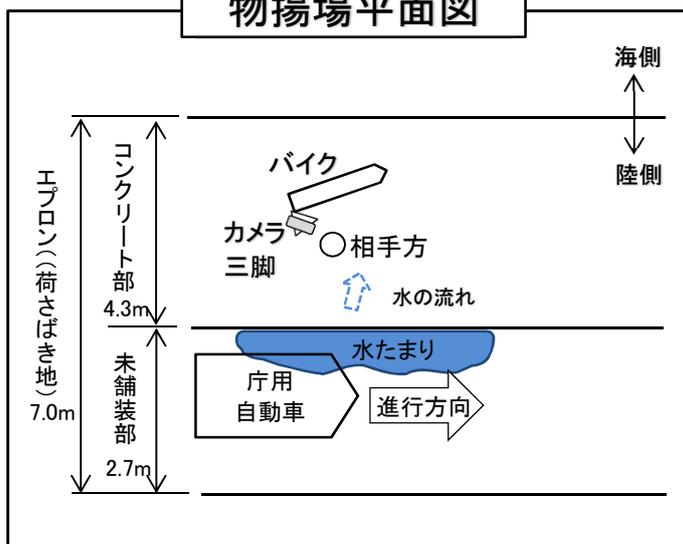
事 故 報 告 書 (第 一 報)

事故発生日時	令和 5 年 1 月 27 日 (金曜日) 13 時 40 分頃 天候 : 曇り		
事故発生場所	福岡市中央区那の津三丁目 17 番 (那の津北 2 号物揚場)		
相手方	住所	(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる可能性のある情報については、掲載しておりません。	
	氏名		
事故の概要	<p>令和 5 年 1 月 27 日 13 時 40 分頃、港湾空港局港湾建設部維持課所属の職員が、同課所管の庁用自動車 (軽貨物車) を運転し、那の津北 2 号物揚場 (福岡市中央区那の津三丁目 17 番) を通行していたところ、前方に相手方を視認したため、その横を徐行しながら通過した。</p> <p>その後、相手方から、「(同物揚場上で) 三脚にカメラを設置し写真撮影を行っていた際に、当該車両が近づいてきたため三脚を遠ざけたが、当該車両が横を通過する際に、水たまりの水が跳ね、それに驚いてよろめき、足が三脚に接触し、三脚が転倒しカメラ等が損傷した」という届出が警察へなされた。</p> <p>後日、警察により、交通事故として処理されたもの。</p>		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	・カメラレンズ部分の破損 ・三脚の固定用ねじの紛失
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	なし
過失割合及び損害賠償額は、今後相手方と協議を行う。			

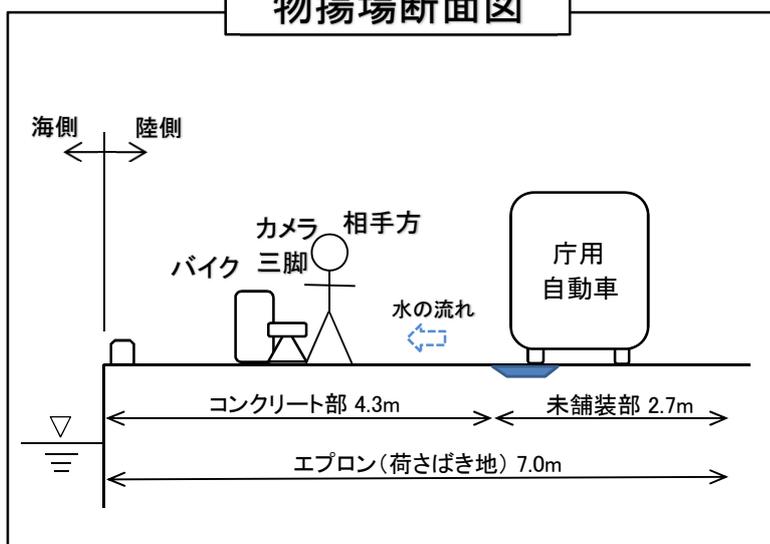
位置図



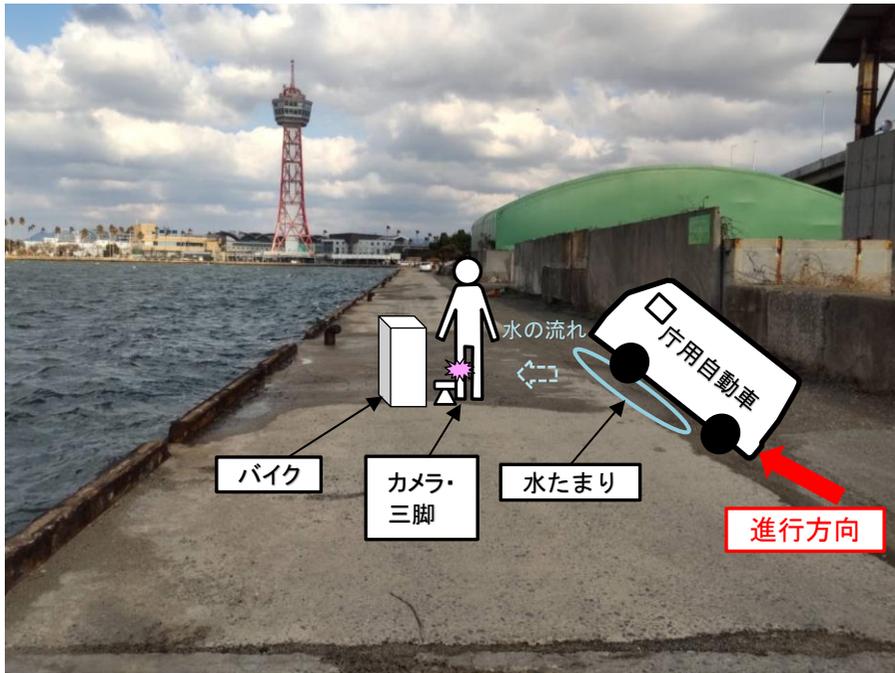
物揚場平面図



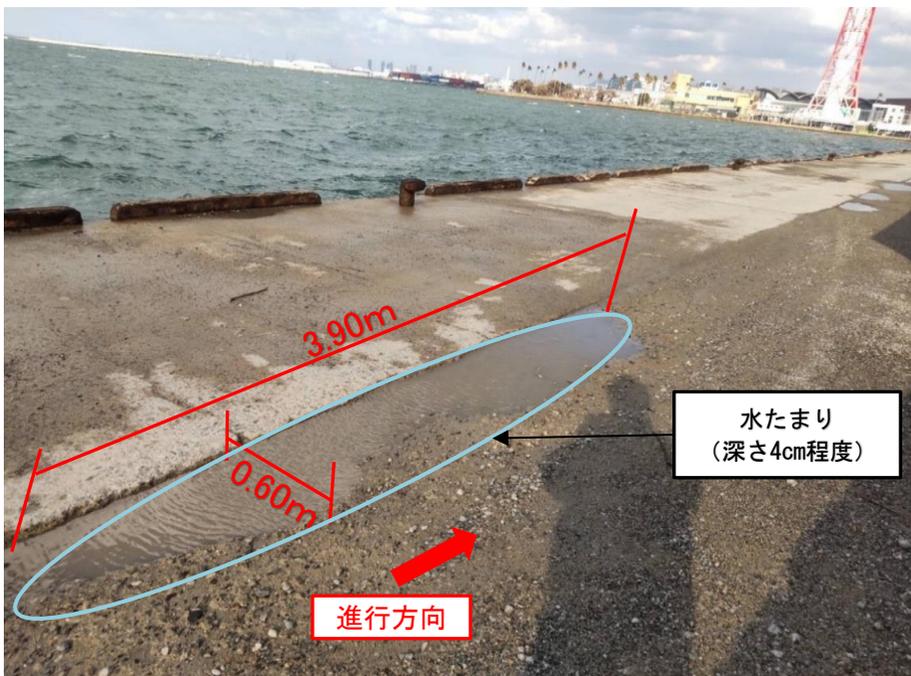
物揚場断面図



現場写真①



現場写真②



損傷状況

【 カメラレンズ部分 】



【 三脚 】

